

(整理番号 634)

# 大阪地方最低賃金審議会

## 令和6年度第4回大阪府自動車小売業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和6年9月26日(木)  
午前9時58分から午後1時40分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

公益を代表する委員	3名
労働者を代表する委員	3名
使用者を代表する委員	2名

4 議 事

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議が行われ、労使から以下の主張が行われた。
  - 労働者を代表する委員からは、自動車販売業は厳しい状況の中にあっても利益剰余金は積みあがっている。人材確保は喫緊の課題であり特定最低賃金の高さは必要等の理由から改正決定の必要性有りとする主張があった。
  - 使用者を代表する委員からは、新車登録台数はコロナ前の水準に届かず、本年累計は前年以下である。大阪府最低賃金が過去最高の上げ幅の中で、特定最低賃金の改正の理由がない等の理由から改正決定の必要性無しとする主張があった。
- (2) 賃金の実態調査及び各種資料等を参考として、労使で十分に審議を尽くしたが、主張に隔たりがあり、全会一致の結論に至らなかったため、「改正の必要性ありとすることはできない」との審議結果を総会に報告することとなった。